

主 文

原判決を破棄する。
被告人Aを懲役二年に
被告人B同Cを各懲役一年に処する。
被告人三名に対し夫々本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予す

る。

原審及び当審の訴訟費用は全部被告人三名の連帯負担とする。
本件公訴事実中往来妨害の点について被告人三名を免訴する。

理 由

本件控訴の趣意は記録に編綴してある弁護士岡林靖名義及び弁護士藤井弘名義の
各控訴趣意書並びに弁護士岡林靖同藤井弘名義の補充控訴趣意書に記載の通りである
からここにこれを引用する。

一、 弁護士岡林靖の控訴趣意第一点及び弁護士藤井弘の控訴趣意第一点の一、
二（同上両弁護人の補充控訴趣意書の記載を含む）について、
論旨はいずれも原判示爆発物取締罰則違反の事実につき先づ、本件「a橋」の取
壊処分の権限は村長にあり被告人Aは村長の地位において而も村議会の協議会の賛
成を得た上でその権限として村有財産たる橋を取壊す手段としてダイナマイトを使
用したのであるから自己の財産を処分したのであり他人の財産を損壊したことに該
ならず、又被告人B同Cは村長の意思に従いその補佐として橋を取壊しに従事した
のであるから被告人Aの場合と同様であつて、被告人等には他人の財産を破壊す
るか権利者の意思に反して他人の財産を害するという関係がなく、少なくとも被告
人等にはそのような認識がなく、所詮被告人等には爆発物取締罰則第一条所定の目的
がないのにこれありとした原判決は事実を誤認し法令の解釈適用を誤つた違法が
あるというにある。

よつて記録を精査し当審における事実取調の結果を勘案するに、原判決認定の通
り被告人等がダイナマイトを使用して旧b村村有財産たる「a橋」及び同橋橋台を
損壊したことは明らかであるが、右「a橋」はかねてより腐朽甚だしく車馬の積載
制限次いで車馬の通行禁止等の危険防止の措置も採られ歩行者の通行さえ危険な
程度に至つていたため地元d部落民を始め村民よりその橋架替を痛く要望され
たところ、当時b村は財政規模も小さく俄にこれが財源を捻出すことが困難であ
つたところから、昭和二九年八月九日頃b村村議会終了後村長及び村議会議員約
十六名（村議会議員の殆ど全員）によつて「a橋」対策についての協議会の開催さ
れたる際、被告人Aが台風襲来時に人為的に橋を落下させておいて表面は台風災
害によるもの如く做して国庫補助金を得て改修しようとする案を提出し、同案を
被告人B等地元出身議員に任されたこと、当時b村では協議会というものは村
議会議長の事務担当者等略村議会と同様の構成員よりなり言わば村議会に準
ずるものとして取り扱われていたこと、被告人Aは村民は皆災害で橋が落ちる
ことを期し国庫負担金で橋を架け替えたいと望んでいると考へていたこと、さ
れば村長である被告人Aは村の発達の為という浅慮から国庫負担金を騙取して
「a橋」を架け替えようと決意し、被告人B同Cは地元d部落出身の村議会議員
であり前記協議会にも出席し又村長である被告人Aの指示にも従い、被告人等
は三名共謀の上原判示の如く「a橋」及び同橋橋台を損壊したものであることを
各認め「要旨」を認めることが出来る。凡そ爆発物取締罰則第一条に言う人の
財産を害する目的で爆発物を使用するとは爆発物の使</要旨>用を手段として他人
（犯人以外の者）の財産を害するといふ結果招来を意図して爆発物を使用する
ことを言い、他人の財産を害するとはその財産の権利者の意思に反して不法に
これを損壊するの意と解すべきところ、村有財産を処分するには地方自治法や
条例に従い適法になさるべきこととは言う迄もないところであり、果して当
時地方自治法同法施行規程条例或は町村制等の解釈上本件「a橋」の処分権
限がb村長にありやb村議会にありやは暫くおき、そのいずれにありとしても
少くとも被告人Aの意図においては同人は村長の地位にもあり村議会議員
の殆どが出席している協議会の全員の賛同も得ているのであるから前記の如
き事情の下に前記の如き意図を以てする「a橋」の損壊であるならば村民の
便宜を思つたものであつて権利者たる村の意思決定機関たる村議会の真実の
意思にも反せず又村の最終的意思主体である村民全体の意向にも反しない
ものと信じてなしたものと認めるのが相当である。被告人Aが当審法廷にお
いて「協議会の了解があれば正式の議会に諮つたと同じ効力があると思
う。もし異議があれば村長としても考えますが満場一致ならば効果に
変わりありません」と述べ又司法警察員に対し「一銭も私腹するとい
う事ではなく悪いことではあるが部落などの為という感じ信念がその時

強かつた」と述べているのは正に被告人の右認識を露呈しているものと言すべきである。況して被告人B同Cは村会議員として前記協議会に出席し村長たる被告人Aの指示に従つたのであるからその主観において権利者の意思に反して本件「a橋」の指し壊すものであるという認識がなかつたことは言う迄もない。してみれば本件「a橋」の損壊はダイナマイト使用はこれを手段として結果として村有財産である。「a橋」の損壊は権利者の意思に反してするといふ認識はなかつたものとして被告人等において右損壊は権利者の意思に反してするといふ認識はなかつたものとして認めると相当である。所詮、被告人等には爆発物取締罰則に言ふ人の財産を害する目的がなかつたものと言すべきであつて、原判決はこの点事実を誤認したに非ずんば法令の解釈適用を誤つたもので判決に影響を及ぼすこと明らかである。論旨は理由がある。

一、 弁護人岡林靖の控訴趣意第二点及び弁護人藤井弘の控訴趣意第一点の三について。

論旨は原判示往来妨害罪については公訴の時効が完成しているから免訴の判決をなすべきであるというにある。

よつて按ずるに、凡そ想像上数罪の公訴時効はその最も重きに従い処断すべき罪の刑によりその完成を認めるべきであつて、原判決は往来妨害罪と爆発物取締罰則違反の罪とは刑法第五四条第一項前段の一個の行為で二個の罪名に触れる場合であるとして其の最も重き爆発物取締罰則違反の罪の刑により時効の完成を認めめべく算数上公訴の時効が完成していないとしている原判決の見解には違法がなないけれども、原判決に爆発物取締罰則違反の罪について前示の如き違法があり破棄さるべき以上往来妨害罪の公訴の時効についても又別途に考察すべきこと言ふ迄もない。

よつて弁護人等の爾余の控訴趣意につき判断をなす迄もなく原判決は刑事訴訟法第三九七条第三八二条第三八〇条によつてこれを破棄し同法第四〇〇条但書に則り当裁判所は更に判決する。

(罪となるべき事実)

被告人Aは昭和二二年から昭和二九年一月末迄愛媛県周桑郡b村(昭和三〇年一月一日近隣三村が合併しc町となる)の村長の職に就いていたもの、被告人Bは昭和二一年から被告人Cは昭和二六年からいづれも右合併前日迄旧b村村議会議員をしていたものであるが、旧b村大字d地内の通称e川(f川の上流)に架設されていた同村所有の木橋「a橋」は、腐朽し被告人等はその架替の為の財源の捻出に苦慮し、被告人三名は「a橋」を台風襲来時に人為的に損壊落下せしめておいて右台風災害により落橋したものの如く装つて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基く国庫負担金を騙取することを共謀の上、昭和二九年九月十四日台風一二号が本土に接近上陸し旧b村地域においても激しい風面に襲われた際右「a橋」及び同橋台を人為的に損壊した上同日午前九時頃被告人Aにおいて右「a橋」附近において愛媛県丹原土木事務所長Dに対し口頭を以て前示「a橋」は台風一二号による通称e川の増水と同橋東岸山際の灌漑用水路の氾濫により同橋石積橋台が洗い流され崩壊した為落下した旨虚偽の災害報告を為し、同人をしてその旨誤信させ愛媛県知事に対しその旨申達させ、同県知事を経由して建設大臣に対し情を知らない前記丹原土木事務所職員らをして所定の書類を作成させた上、手続の順序を前後し同年二月二四日に災害復旧事業費国庫負担申請手続を同月二七日に災害報告をなし同年一月一六日頃前示現場等における災害査定(災害復旧事業費決定審査)の際、災害査定官Eに対し情を知らない前記Dをして前示の趣旨の虚偽の説明をなさしめて同人をその旨誤信させて同人をして災害復旧事業費を一八二万四、〇〇〇円と査定させ、同年一月二十九日工事に着工、昭和三〇年三月一八日竣工の上、同月三十一日これが成効認定検査を得、情を知らない(三村合併後の)c町長Fをして別紙一覽表のとおり愛媛県知事に対し国庫負担金の交付申請をさせ、支出負担行為担当官である愛媛県土木部長並びに支出官である同県出納長をしてそれぞれ支出負担行為並びに支出決議をさせ、因つて合計一二七万六、九一三円の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基く国庫負担金をいづれもG銀行H支店I農業協同組合連合会を経由してc町農業協同組合のc町役場収入役J・名義の当座領金もに払込ませ取したものである。

(証拠の標目)

- 一、 被告人Aの検察官に対する昭和三三年五月一五日附供述調書
- 一、 被告人Bの検察官に対する供述調書
- 一、 被告人Cの検察官に対する供述調書四通

- 一、 c町長F作成の回答書
- 一、 松山地方気象台長作成の回答書
- 一、 司法警察員作成の実況見分調書

その他原判決（証拠の標目）の部5に掲記した各証拠と同一であるからここにこれを引用する。

（法令の適用）

被告人三名の判示所為は刑法第二四六条第一項第六〇条に該当するので所定期刑を猶予するのを相当と認め同法第二二五条を適用し被告三名に對し刑の執行を確定の日から三年間右刑の執行を猶予し原審及び全部被告人三名の連帯負担とする。

被告人三名に對する本件公訴事実中起訴状記載第一の公訴事実の要旨は被告人三名が予ねて台風来襲の際「a橋」を人為的に落下させ罹災を装い災害復旧に名を籍り公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基く国庫負担金を騙取して同橋を改修すること共謀し昭和二九年九月一日偶々二号台風が来襲したのを奇貨とし右計画に基き被告人BにおいてK外五名の入夫を雇い同日午後一時頃より人力又はウインチ使用による同橋の破壊作業を行つたが、翌一日四時頃至るも破壊されなかつたため、村有財産たる同橋を害する目的を以てダイナマイトを使用して同橋を破壊することを決意し、共謀の上同日午前七時頃被告人CにおいてK外五名の入夫と共同して同橋東岸石積橋台下方三ヶ所に鉄棒を以て穿孔し、各孔に岩石破壊用ダイアマイト四本（日本火薬製造新桐一本四五瓦）宛を装填し雷管導火線を使用し爆発させて同橋橋台及橋桁を破壊落下させ、以て往来妨害をなしたものである。

というにあるが、爆発物取締罰則違反の点については前記説示のとおり人の財産を害する目的を有していなかつたものと認めるべきであるから刑事訴訟法第三三六条によりこの点については被告人三名に對し無罪の言渡をなすべきところ、後記免訴を言渡すべき往来妨害罪と一個の行為にして二個の罪名にふれらるものとして起訴されたものと認められるから特に主文において無罪の言渡をなさず、往来妨害の点については同所為は刑法第一二四条第一項の二年以下の懲役又は一万円（罰金等臨時措置法の適用の結果による）以下の罰金に該当する罪であるから右犯罪行為の終つた日より三年の期間を経過することにより公訴の時効は完成するところ、記録によれば被告人等が右所為をなしてより約三年一〇月を経過した昭和三年八月七日に検察官から公訴の提起のあつたことが起訴状に明らかであるから右起訴当時には既に時効が完成したものと言ふべく刑事訴訟法第三三七条第四号により被告人等に對し免訴の言渡をなすべきものとする。

よつて主文の通り判決する。

（裁判長裁判官 三野盛一 裁判官 伊東正七郎 裁判官 石井玄）

別紙一覽表

<記載内容は末尾1添付>